

## 変更実施計画書(案)における修正内容

### 1 修正趣旨

平成24年6月30日に開催された第43回協議会において、変更実施計画(素案)を示したところであるが、その後実施した地山確認等の結果や、これまでの協議会委員からの意見、国の基本方針を踏まえて修正するものである。

### 2 修正等の概要

#### (1) 平成24年度に再推計した廃棄物等の量(新旧対照表 p. 9)

前回の再推計以降に行った地山確認の結果、地山確認済み面積は現場全体の51%まで拡大し、より精度の高い推計が可能となったことから、廃棄物及び汚染土壌の推計量を精査した。

#### (2) 汚染水(新旧対照表 p. 10)

第43回協議会において、「汚染水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある。」の記載については、鉛直遮水壁が設置され、浸出水処理を行っている現在の状況においては、そのおそれが無いとの意見が示されたことから、記載を削除した。

#### (3) 地下水の分布、賦存量(関係図表 p. 14 図Ⅱ-14)

現場内地下水等の追加調査により分かった地下水の分布状況等から、廃棄物撤去後の汚染拡散防止対策に要する期間を精査したところ、大きな変動要因は無かったため、従前どおり、廃棄物等の撤去完了後8年間と見込み、その後1年間の水質経過観察期間を経て、平成34年度までに終了する。

#### (4) 県境部における地下水流入(新旧対照表 p. 14)

県境部における岩手県側からの地下水流入防止対策については、鋼矢板を設置することで岩手県と協議が整ったことから、「なお、岩手県側現場から本県の現場へ流入する地下水については、青森・岩手両県合同で実施した県境部地下水実態調査等を踏まえ両県で協議した結果、岩手県において鋼矢板による地下水流入防止対策を講じることとした。」と修正した。

#### (5) 事業費(新旧対照表 p. 18)

廃棄物及び汚染土壌の推計量の精査に伴い、事業費を見直した。

#### (6) 排出事業者等による自主撤去等の働きかけ(新旧対照表 p. 19, 31)

国の基本方針において、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置として、廃棄物処理法に基づく措置命令及び納付命令のほか、排出事業者等による自主撤去等が行われるよう、県から働きかけるものとされたことから、引き続き働きかける旨を記載した。

#### (7) 再検証の実施(新旧対照表 p. 39)

国の基本方針において、実施計画を変更する場合は、特定支障除去等事業開始からの経緯を踏まえて、県が行った措置(措置命令等の行政処分、不法投棄防止対策)について、必要に応じて再度検証を行い、実施計画に記載するとされたことから、平成24年10月19日(金)に県境不法投棄検証委員会委員であった4名から意見聴取を行い、その旨を記載した。

### 3 変更実施計画の内容

#### (1) 概要

廃棄物等推計量の増加に伴う現行計画における課題に対応するため、次のとおり現行計画を変更する。

項目	変更等の主な内容
I 特定産業廃棄物に係る事案の概要	・ 現行どおり
II 特定支障除去等事業の実施範囲	・ 除去等の対象となる、廃棄物、汚染土壌等の量を変更する。
III 特定産業廃棄物に起因する支障の除去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物等の撤去後における汚染水の浄化等を追加する。</li> <li>・ 廃棄物等撤去後の場内整備等の内容を追加する。</li> <li>・ 事業実施期間及び事業費を変更する。</li> <li>・ 原状回復対策推進協議会における、実施計画の変更に係る協議内容等を追加する。</li> </ul>
IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回計画変更後、三栄化学工業㈱・縣南衛生㈱に対して行った納付命令等の処分の状況を追加する。</li> <li>・ 前回計画変更後の排出事業者等からの自主撤去・自主抛棄の状況を追加する。</li> </ul>
V 不適正処分の再発防止策	・ 県がこれまで行った措置等に係る検証委員会元委員の意見を追加する。
VI その他配慮すべき重要事項	・ 現行どおり

#### (2) 変更内容

##### ①「II 特定支障除去等事業の実施範囲」について

##### ①a平成22年度に再推計した廃棄物等の量(参考)

平成22年4月までに実施した地山確認で得られた知見に基づき廃棄物等の量を再推計した。

- ・ 廃棄物量：約830千 $m^3$ (1,226千t)
- ・ 汚染土壌量：約11千 $m^3$ (19千t)
- ・ 総量：約841千 $m^3$ (1,245千t)(現行計画量を170千 $m^3$ (246千t)上回る。)

##### ①b平成24年度に再推計した廃棄物等の量(今回計画変更)

平成24年10月までに実施した地山確認とボーリング調査の結果に基づき廃棄物等の量を精査した。

- ・ 廃棄物量：約732千 $m^3$ (1,066千t)
- ・ 汚染土壌量：約46千 $m^3$ (83千t)
- ・ 総量：約778千 $m^3$ (1,149千t)(現行計画量を107千 $m^3$ (150千t)上回る。)
- ・ 廃棄物等の撤去完了後も現場内に残ると想定される汚染水を事業の実施範囲に追加。

(単位 上段：千 $m^3$ 、下段：千t)

区分	現行計画 (A)	②推計 H22. 8. 3公表 (B)	④今回推計		
			(C)	(C)-(A)	(C)-(B)
廃棄物	671千 $m^3$	830千 $m^3$	732千 $m^3$	61千 $m^3$	-98千 $m^3$
	999千t	1,226千t	1,066千t	67千t	-160千t
汚染土壌		11千 $m^3$	46千 $m^3$	46千 $m^3$	35千 $m^3$
		19千t	83千t	83千t	64千t
合計	671千 $m^3$	841千 $m^3$	778千 $m^3$	107千 $m^3$	-63千 $m^3$
	999千t	1,245千t	1,149千t	150千t	-96千t

②「Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法」について

①汚染拡散防止対策

- ・廃棄物等の撤去完了後も現場内に残ることが見込まれる汚染水については、環境基準に適合するまで揚水して浄化する。
- ・浄化期間は廃棄物等の撤去完了後8年間と見込み、その後1年間の水質経過観察期間を経て、平成34年度までに終了する。
- ・県境部における岩手県側からの地下水流入防止対策については、岩手県において鋼矢板による地下水流入防止対策を講じることとした。

②廃棄物等の除去等

現行計画を上回る廃棄物及び汚染土壌については、全量撤去を基本とする原状回復方針を堅持し、撤去の完了時期を平成24年度から平成25年度に変更して確実に実施する。

③廃棄物等撤去後の場内整備等

現場の地山は不法投棄隠蔽工作のために形状が大きく変えられていることから、廃棄物等の撤去完了後、整地、土砂流出防止対策のほか、雨水排水対策を実施する。

④事業実施期間

計画期限を10年間延長し、平成34年度までに事業を完了する。

区 分		H25	H26	H27	H28	H33	H34
廃棄物の撤去	廃棄物・汚染土壌の撤去	■					
	仮設構築物の解体撤去、場内整備		■				
汚染拡散防止対策	現場内地下水質					●	→
	現場内地下水モニタリング	■	■	■	■	■	■
	浸出水処理施設	■	■	■	■	■	■
	浸出水処理施設等の解体撤去						■
県境部の地下水流入防止対策工		■					

⑤事業費

平成15年度から平成34年度までの計画期間における総事業費は約477億円となり、現行計画から43億円の増加となる。（平成25年度から平成34年度までの事業費は約67億円。）

（単位：億円）

区分	現行計画	②推計	変更計画 (案) (C)		
	(A)	H22.8.3公表 (B)		(C)-(A)	(C)-(B)
汚染拡散防止対策	88	88	120	32	32
廃棄物等の撤去等	344	407	356	12	-51
その他（事務費等）	2	1	1	-1	0
計	434	496	477	43	-19

⑥県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議

実施計画を変更して行う平成25年度以降の原状回復対策について協議が行われ、変更実施計画案の了承を受けた。

③「Ⅳ 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し講じた措置及び講じようとする措置の内容」について

- ・前回の実施計画の変更（平成19年3月26日）以後に三栄化学工業㈱及び県南衛生㈱に対して行った行政処分（代執行費用納付命令、滞納処分の執行等）を追加する。
- ・前回の実施計画の変更以後の排出事業者等からの自主撤去・自主拠出の実績を追加する。

④「Ⅴ 不適正処分の再発防止策」について

県境不法投棄事案発覚までの県の対応について、県境不法投棄検証委員会による検証結果等を実施計画に記載していることを踏まえ、今回の実施計画の変更においても、同委員会の元委員から、特定支障除去等事業開始後の措置命令等の行政処分、不法投棄防止対策の実施状況について、意見を聴取した。